

保護者の皆様へ

**令和2年度
放課後まなび教室の
ご案内**

**養徳小学校
放課後まなび教室**

1 はじめに

今日の社会情勢や生活実態が変化する中で、子どもたちに自主的に学ぶ場や体験活動の場、また安心・安全な活動拠点を確保することが課題となっています。

こうした状況を踏まえ、平成 19 年度に国において、全ての児童を対象とした「放課後子ども教室推進事業」と、昼間留守家庭児童を対象とした「放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）」を二つの柱とする「放課後子どもプラン」が創設されました。（平成 26 年度からは「放課後子ども総合プラン」、令和元年度からは「新・放課後子ども総合プラン」）

京都市では、このプランに基づき、学校施設を活用し、地域や保護者、学生等の参画を得ながら、放課後の子どもたちに、学習の習慣づけを図る「自主的な学びの場」と、「安心・安全な居場所」を提供するため、「放課後子ども教室推進事業」の本市版として、「放課後まなび教室」を全小学校区で実施しています。

なお、児童館は 18 歳までの児童の健全育成の場として、学童クラブは昼間留守家庭の児童の生活の場として、重要な役割を果たしており、こうした点を大切にしつつ、「放課後まなび教室」を運営しています。

2 事業の内容

(1) 目的・位置づけ

- ① この事業は、学校教育活動とは別の事業として位置付けています。
- ② 子どもたちの放課後の自主的な学びの場と、安心・安全な居場所を提供します。

(2) 対象

- ① 原則として本校に在学する児童が対象となります。
- ② 参加を希望する場合は、登録が必要です。

(3) 費用

- ① 登録時に、保険料（登録児童 1 名当り年額 800 円）を徴収します。
- ② 教材費等の実費が必要となる場合は、そのつど徴収します。
- ③ 費用の徴収方法は、保護者の方が学校に持参することを基本とします。

(4) 実施日時

- ① 実施日は、月曜日・水曜日・金曜日の週 3 日です。
- ② 実施時期は、授業のある日と、長期休業中です。
- ③ 実施時間は、授業のある日は、
 - 1・2 年生…授業終了時から午後 4 時までです。
 - 3 年生以上…授業終了時から午後 4 時 30 分までです。但し、冬季（11 月～2 月）は学校の完全下校時刻に準じますので、午後 4 時 10 分までです。長期休業中は、その都度お知らせします。
- ④ 実施しない日は、火曜日・木曜日・土曜日・日曜日・祝日・学校閉鎖日（8 月中旬）・年末年始・代休日などです。

(5) 場所

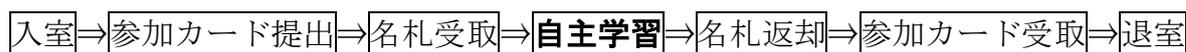
- ① ランチルーム（中校舎 1 階東）を専用教室とします。
- ② 活動内容に応じて、別の部屋を活用することがあります。

(6) 活動

- ① 読書や宿題・予習復習等の自主学習を行います。
- ② 文化的な活動や、地域の特色を生かした取組、児童館や学童クラブと連携した取組等

を行います。

(7) 活動の流れ



3 運営

(1) 実行委員会

- ① 実施主体は京都市ですが、運営は「養徳小学校放課後まなび教室実行委員会」が行います。
- ② 「実行委員会」は、地域団体・P T A・学校により組織しています。

(2) 放課後連携教育主事

放課後まなび教室の運営について、総合的な支援を行います。

(3) スタッフ

- ① 学習アドバイザー（1日当たり1名）
放課後まなび教室の責任者として、子どもたちの学習支援や参加状況の把握をします。
- ② 学習サポーター（1日当たり1～2名）
学習アドバイザーを補佐し、子どもたちの安全管理や学習支援をします。

4 安全管理

(1) 事故・災害等の未然防止

- ① 事故の未然防止や活動中の児童の安全管理に最善の注意を払います。
- ② 応急処置ができる医薬品を配置しています。

(2) 事故・病気等への対応

- ① その場で応急処置をしたり、医療機関に搬送したりするなどの措置を行います。
- ② 保護者の方には、必要に応じて緊急連絡先に連絡し、状況を伝えます。
- ③ 保険は、原則として「放課後まなび教室」の活動中の事故、又は活動参加のための通常の経路による登下校中の事故について適用されます。該当する場合は、保護者の方に保険の請求方法を説明します。
- ④ 児童の体調がすぐれないと感じたときは、本人に確認して応急処置をするとともに、必要に応じて保護者の方に連絡し、迎えに来ていただくなどの措置をとります。

(3) 地震・台風等の災害、伝染病等への対応

- ① 学校との連携を密に図り、学校からの指示があれば、それに従います。
- ② 学校が一斉下校、臨時休校、学校閉鎖等の措置をとった場合は、同じ措置をとります。
- ③ 避難時には、所在の確認をするとともに、安全を確保します。

(4) 不審者等への対応

- ① 不審者等の立ち入りには、学校と同様、監視と目配りを常に心掛けます。
- ② 不審者等を発見した場合は、退去させるとともに、学校や他の人員に周知し、児童の安全を確保します。

5 参加申込

- (1) 対象となるお子さんに、このパンフレットと『放課後まなび教室』参加者募集！、「令和2年度 放課後まなび教室 参加申込書」を配布します。
- (2) 参加を希望する場合は、「令和2年度 放課後まなび教室 参加申込書」に、参加希望日や退出予定時刻（午後4時、午後4時30分など30分刻みでお願いします。）その他の必要事項を記入のうえ、養徳小学校職員室に提出してください。その後、「参加決定通知」が届いた方は、保険料（年額800円）を、保護者の方が小学校の職員室までご持参ください。

6 保護者の方へのお願い

- (1) 毎月末日までに、翌月の「参加予定表」をスタッフに提出してください。
- (2) 「参加カード」には、退出予定時刻や、保護者の方からの連絡事項等を記入してください。
- (3) 欠席する場合は、事前に「放課後まなび教室」の連絡先（下記参照）まで連絡してください。留守番電話になっている場合は伝言を入れておいてください。
※出席予定日にお子さんが来ない場合、保護者又はそれに代わる方に連絡します。
- (4) 退出時刻は、原則として学校の下校時刻に準じています。冬季は、最長で午後4時10分で退出になります。

□ 放課後まなび教室に関するお問い合わせ先

○出欠の連絡、本教室の内容等についてのお問い合わせは、
養徳小学校放課後まなび教室

TEL 080-6195-5180（養徳小学校放課後まなび教室専用携帯電話）